

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

2026 年 4 月 1 日現在

1 . 機関概要

機関名：東京アジア学友会

所在地：〒3430836 埼玉県越谷市蒲生寿町 3 - 33

設置校URL：www.tokyoasia.com

電話番号：048-961-6281

E-Mail：tokyoasiaedu@gmail.com

設置者名：高山豊

設置者種別：株式会社

法務省告示認定年月：2006年4月

選定結果：適正校

代表者名：高山豊

校長名：楠本徹也

副校長名：

主任教員名 狩野佳子

教員数：31（うち専任13人）
※校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。

収容定員（変更報告年月日）：490名（2025年10月10日）

在籍者数（在留資格「留学」の生徒）：184人（184人）

2 . 名称の基準適合性（告示基準第 1 条第 1 項第 1 号関係）

学則	基準適合性
学校の名称として、告示されたものを正しく使用しているか。（第 1 条第 1 項第 1 号）	○

3 . 学則の基準適合性（告示基準第 1 条第 1 項第 2 号関係）

学則	基準適合性	変更報告年月日
学則が基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 2 号）	○	2025年10月10日

4 . 設置代表者、校長、主任教員の基準適合性（告示基準第 1 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 1 0 号、第 1 5 号、第 1 7 号関係）

設置代表者・校長・主任教員	基準適合性	変更報告年月日
設置代表者が基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号）	○	変更なし
設置者が日本語教育機関以外の事業を行っている場合、当該事業について記載。（第 1 条第 1 項第 5 号）		
校長が基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 1 0 号、第 1 7 号）	○	2024年6月25日
主任教員が基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 1 5 号、第 1 7 号）	○	変更なし

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

5 . 教員等の基準適合性（告示基準第 1 条第 1 項第 1 1 号， 1 2 号， 1 3 号， 第 1 4 号， 第 1 7 号関係）

教員	基準適合性
教員が基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 1 3 号， 第 1 7 号）	○
教員数及び専任教員数が基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 1 1 号， 第 1 2 号）	○
教員の 1 週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 1 4 号）	○
事務局の事務を統括する職員が， 欠格事由に該当していないか（第 1 条第 1 項第 1 7 号）	○

専任・非常勤の別						
	在籍教員数	①日本語教育に係る学位取得者数	②大学における日本語教員養成課程修了者数	③日本語教育能力検定試験合格者数	④420単位時間以上の養成研修修了者（学士以上の学位取得者に限る）数	⑤その他
専任教員	13	4	2	1	6	0
非常勤教員	18	0	3	3	12	0
合計	31	4	5	4	18	0

＊教員1名につき立証可能な要件いずれか 1 つに計上すること

＊教員の詳細については別紙（様式 8－2 号）提出

地方出入国在留管理局への教員変更報告：

済

未済

変更なし

（＊告示基準第 1 0 号， 第 1 3 号， 第 1 4 号， 第 1 5 号， 第 4 2 号関係）

最終教員変更届出日 2026年4月15日

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

6 . 教育課程と生徒の定員等が基準に適合しているか（告示基準第 1 条第 1 項第 6 号，第 7 号，第 8 号，第 9 号関係）

教育課程，生徒の定員等授業科目	基準適合性
教育課程は告示基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 6 号）	○
生徒の定員と，同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 7 号，第 8 号，第 9 号）	○

	1 単位時間		45分		(2025年度)								
設置コース	レベル別教育時間（単位時間）数								定員数	在籍者数	修業期間の始期	変更報告年月日	コース修了時の日本語能力の達成目標
	初級	初中級	中級	中上級	上級			合計					
進学2.0年コース	480	40	240	240	600			1,600	200	37	4月	2025年10月10日	N1
進学1.9年コース	280	40	240	240	600			1,400	100	86	7月	2025年10月10日	N2
進学1.6年コース	80	40	240	240	600			1,200	160	56	10月	2025年10月10日	N2
進学1.3年コース	40	40	240	240	440			1,000	30	5	1月	2025年10月10日	N3

7 . 課程修了者の日本語能力習得状況等（告示基準第 1 条第 1 項第 4 4 号関係）

課程修了者の日本語能力習得状況等		基準適合性
大学等への進学者の数，入管法別表第 1 の 1 の表若しくは第 1 の 2 の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数，C E F R の A 2 相当以上のレベルの者の数及びこれらの数の合計について，地方出入国在留管理局に報告しているか。		○
上記のそれぞれの数及び合計について，公表しているか（公表方法を下記に記載）。		○
上記の合計について，当該年度の課程修了の認定を受けた者の 7 割を下回る場合に，改善方策を地方出入国在留管理局に報告しているか。		該当なし
公表方法（HP の場合は URL も記載）		
HP	www.tokyoasia.com	

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

8．点検・評価（告示基準第 1 条第 1 項第 1 8 号関係）

【告示基準第 1 条第 1 項第 4 5 号関係】

点検・評価	基準適合性
教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、活動の状況について自ら点検及び評価を年に 1 回以上行っているか。（第 1 条第 1 項第 1 8 号）	○

自己点検・評価	実施年月	点検・評価結果の公表方法（HP の場合は URL も記載）	
	2025 年 10 月	H P	www.tokyoasia.com

9．生活指導（告示基準第 1 条第 1 項第 1 6 号，第 1 7 号関係）

生活指導	基準適合性
生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。（第 1 条第 1 項第 1 6 号）	○
全ての生活指導担当者が、欠格事由に該当していないか。（第 1 条第 1 項第 1 7 号）	○

	本務	兼務
生活指導担当者数	4	0
進路指導担当者数	13	0

10．施設・設備（告示基準第 1 条第 1 項第 1 9 号～第 2 9 号関係）

施設・設備（校地・校舎，教室等）	基準適合性	変更報告年月日
施設・設備が告示基準に適合しているか。（第 1 条第 1 項第 1 9 号～2 9 号）	○	2025 年 10 月 10 日

11．健康診断（告示基準第 1 条第 1 項第 3 0 号関係）

健康診断	基準適合性
入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし，以後 1 年ごとに健康診断を行っているか。（第 1 条第 1 項第 3 0 号）	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

1 2 . 入学者の募集・選考（告示基準第 1 条第 1 項第 3 1 号～第 3 4 号関係）

入学者の募集	基準適合性	情報提供方法
入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実にしているか。（第 1 条第 1 項第 3 1 号）	○	ホームページ、SNS
入学者の選考	基準適合性	確認・把握方法
入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。（第 1 条第 1 項第 3 2 号）	○	面接と書類審査
入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。（第 1 条第 1 項第 3 3 号）	○	業務契約書を締結する
不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしているか。（第 1 条第 1 項第 3 4 号）	○	

1 3 . 在籍管理（告示基準第 1 条第 1 項第 3 6 号～第 4 0 号関係）

在籍管理	基準適合性
個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。（第 1 条第 1 項第 3 6 号）	○
1 か月の出席率が 8 割を下回った生徒については、1 か月の出席率が 8 割以上になるまで改善のための指導を行っているか。（第 1 条第 1 項第 3 7 号）	○
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。（第 1 条第 1 項第 4 0 号）	○
資格外活動の許可を受けている生徒に対して、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。（第 1 条第 1 項第 4 0 号）	○

1 4 . 禁止行為（告示基準第 1 条第 1 項第 4 1 号関係）

入学者の募集	基準適合性
職業安定法上の許可を受けている場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあつせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させていないか。（第 1 条第 1 項第 4 1 号）	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

15．地方出入国在留管理局への報告（告示基準第 1 条第 1 項第 3 8 号，第 3 9 号，第 4 2 号，第 4 3 号，第 4 6 号関係）

地方出入国在留管理局への報告	基準適合性				
	第 3 8 号	第 3 9 号	第 4 2 号	第 4 3 号	第 4 6 号
告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか。	○	○	○	○	○

16．記録等の保存（告示基準第 1 条第 1 項第 3 1 号，第 3 3 号，第 3 5 ～第 3 7 号，第 4 0 号，第 4 5 号関係）

記録等の保存	基準適合性						
	第 3 1 号	第 3 3 号	第 3 5 号	第 3 6 号	第 3 7 号	第 4 0 号	第 4 5 号
告示基準に基づき，記録，届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○	○	○	○	○

17．地方出入国在留管理局への職員への記録等の提示（告示基準第 1 条第 1 項第 4 7 号関係）

記録等の提示	基準適合性
地方出入国在留管理局の求めがあったときは，第 3 1 号，第 3 3 号若しくは第 3 5 号から第 3 7 号までに規定する記録，第 4 0 号に規定する届出のあった内容又は第 4 5 号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。（第 1 条第 1 項第 4 7 号）	○

18．運営体制（告示基準第 1 条第 1 項第 4 8 号）

運営体制	基準適合性
日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。（第 1 条第 1 項第 4 8 号）	○

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

2026年6月3日

機関名 東京アジア学会

設置代表者名 高山豊